

地方税財政基盤の充実・強化を求める意見書

国民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる、潤いと活力に満ちた地域社会の実現のため、地方自治体が果たす役割は一段と高まっている。

こうした中、徳島県においては、依然として厳しい状況にある地域経済の活性化や少子・高齢社会や高度情報化への対応、南海地震対策をはじめとする防災対策や各種社会資本の整備など重要な課題を抱えており、これらの財政需要に対応し得る地方税財政基盤の充実・強化が急務となっている。

しかしながら、地方財政は、行財政改革の徹底した取り組みを推し進めているものの、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減により、財源不足額は拡大し、ぎりぎりの予算編成を強いられるなど、深刻な影響を受けている。

よって、国におかれては、地方税財政基盤の充実・強化を図るため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 地方自治体は、福祉・医療・教育といった行政サービスの大半を担っており、これらの役割、責任に見合うよう、国と地方の税源配分については、5：5を目指した地方税源の充実強化を図ること。

その際には、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことを基本方向とすること。

なお、それが実現したとしても、地域間格差は依然として解消しないことから、地域振興のための対策を強化するなどにより、地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能の復元・充実を図ること。

- 2 三位一体改革により、5.1兆円もの地方交付税が削減され、その総額が抑制される中で、福祉・医療など社会保障関係経費等が増加していることから、地方独自の財源が不足し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが極めて困難となっており、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の復元・増額を行うこと。

- 3 国庫補助負担金については、単なる国庫補助負担率の引き下げ等ではなく、事務の執行に必要な財源を移譲した上で、廃止を含めた大幅な見直しによる整理合理化を行うこと。

また、直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、責任の明確化のためにも廃止すべきである。

- 4 新たに地方負担を伴う医療・福祉など国の制度改正に当たっては、その企画・立案段階から必ず地方と協議を行い、実質的な財源保障措施など必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月10日

徳島県議会議員 福 山 守